

令和熊本地震により被災し北海道内に避難された世帯に対する 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）のご案内

貸付限度額 10万円以内

※次の場合は20万円以内とすることができます。

（世帯員の中に死亡された方がいる場合、世帯員の中に要介護者がいる場合、世帯員が4人以上いる場合、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で北海道社会福祉協議会が認める場合）

- ◆利子 無利子
- ◆据置期間 貸付の日から1年以内
- ◆償還（返済）期間 据置期間経過後2年以内

※償還（返済）期間内に返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■お貸しできる対象世帯

令和8年熊本地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域に住所を有し、北海道に避難され当座の生活費を必要とする世帯

※1カ月程度以上、北海道に居住される予定で、継続的に連絡が取れる必要があります。

※1世帯につき、1回限りの貸付けです。

■申込手続き

避難先に所在する市町村社会福祉協議会で行います。

住所はこちらから確認できます→



■申込時に必要な書類

- ①ご本人様の身分、避難前の住所などを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ②貸付金を送金する口座を確認できるもの（通帳、キャッシュカード）

■その他

市町村社会福祉協議会で受付けをした後、北海道社会福祉協議会で貸付審査を行った上で、貸付を決定します。なお、審査の結果、お貸し出来ない場合もあります。

【この貸付制度に関するお問合せ先】

避難先に所在する市町村社会福祉協議会

または、北海道社会福祉協議会 生活支援部 011-241-3981 までご連絡ください。